

平成 27 年 3 月 2 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

Tel 04-7141-5039

## 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

最近では有名になりました「ふるさと納税」制度、皆様は活用されていますでしょうか。昨年まではふるさと納税を行うと確定申告が必要になり、その手続きが面倒だから寄附をしてくれなかった方もいることでしょう。

しかし、2015 年度税制改正大綱によると条件を満たした場合に限り確定申告が不要となります。その制度が「ふるさと納税ワンストップ特例制度」です。

### I 内容

これまでのふるさと納税では税務署に確定申告をすることにより、必要な情報が寄附者の市区町村に通知され「所得税」と「住民税」の控除を受けることができました。

しかしワンストップ特例制度では、確定申告をしなくても寄附先の都道府県又は市区町村に控除申請を行うことにより「住民税」に一本化され控除を受けられることとなります。

(2015 年度の税制改正大綱によると、ワンストップ特例制度では所得税と個人住民税の寄附金控除額の合計額の 5 分の 2 を道府県民税から、5 分の 3 を市町村民税からそれぞれ控除するとなっています。)

### II 手続き

- ① 寄附をするときに、控除申請を本人に代わって寄附先の都道府県又は市区町村が行うことを要請します。
- ② 要請を受けた都道府県又は市区町村は、必要な情報を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知します。

### III 適用要件

以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 給与所得者等で確定申告不要であること
- ② 平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間にふるさと納税を行わなかったこと
- ③ 5 団体を超える都道府県若しくは市区町村に寄附を行わないこと

※ ふるさと納税ワンストップ特例制度は現時点では原案ですので、国会審議次第では内容に変更がある可能性があります。2015 年 3 月中には審議される見込みですのでニュース等でチェックしましょう。

(注) 上記の内容は平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附について適用されます。